

# 東日本大震災に関する税制上の追加措置について (登録免許税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災で被災された方については、登録免許税に関して、パンフレット「[登免02](#)」[「登録免許税の免除特例のあらまし」](#)の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

## 1 これまでの措置の遡及適用

[登免02](#)の免除措置は、平成23年4月28日以後の登記について適用することとされていましたが、この免除措置のうち、次の免除措置については、平成23年3月11日以後の登記に遡及して適用することとされました。

- (1) 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置 ([登免02](#)の1の措置)
- (2) 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置 ([登免02](#)の2の措置)
- (3) 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記に係る登録免許税の免除措置 ([登免02](#)の5の措置で上記(1)又は(2)の措置に係る登記と同時に受けるもの)

(注) これらの免除措置の詳細な内容は、[登免02](#)をご覧ください。

## 2 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置の拡充

上記1の(1)から(3)までの措置の適用対象に、警戒区域設定指示等が行われた日において、その警戒区域設定指示等の対象区域<sup>(注)</sup>内に所在していた建物の代替建物及びその敷地の用に供される土地の所有権の保存登記等で一定の要件を満たすものが追加されました。

また、適用対象者に被災者の三親等内の親族(一定の要件を満たす者に限り)が追加されました。

(注) 「警戒区域設定指示等の対象区域」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示されていた区域又はされている区域をいいます。以下同じです。

## 3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置(新設)

東日本大震災の被災者(農業を営む者に限る)等が、東日本大震災により耕作等の用に供することが困難となった農用地又は警戒区域設定指示等が行われた日において、その警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得をした農用地の所有権の移転登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます<sup>(注)</sup>。

(注) この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、免除を受けるための一定の書類を添付しなければなりません。

## 4 被災した法人の本店等を移転した場合などに係る登録免許税の免除措置（新設）

東日本大震災の被災者等が、東日本大震災によりその本店等の用に供する建物が滅失等をした場合又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合における次に掲げる登記で、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されます<sup>(注)</sup>。

### (1) 法人に係る次に掲げる登記

- ① 本店等の移転の登記
- ② 支配人を置いた営業所の移転の登記
- ③ 代表取締役等の住所の移転の登記
- ④ 株主名簿管理人等の営業所の移転の登記
- ⑤ 会計参与が定めた計算書類等の備置場所の移転の登記

### (2) 商号又は支配人の登記をしていた個人商人に係る次に掲げる登記

- ① 商号の登記をした営業所の移転の登記
- ② 商人の住所の移転の登記
- ③ 支配人を置いた営業所の移転の登記
- ④ 支配人の住所の移転の登記

(注) この免税措置の適用を受けるためには、登記の申請書に、り災証明書などを添付しなければなりません。

## 5 登録免許税の免除措置に伴う還付について

平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 14 日までの間に受けた登記で、上記 1 から 4 の免除措置を受けることができるものについて、既に登録免許税が納付済みである場合には、その登記をした法務局に一定の手続を行うことにより、その納付された登録免許税が税務署から還付されます。

これらの措置の適用要件や手続き等の詳細については、改めてお知らせいたします。

- **登免 02** 「登録免許税の免除特例のあらまし」については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】にて確認することができます。なお、税務署及び法務局の窓口にも用意してあります。
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください。
- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】には、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【[www.kantei.go.jp/saigai](http://www.kantei.go.jp/saigai)】をご覧ください。

# 東日本大震災に関する税制上の追加措置について (登録免許税関係)【詳細版】

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災(以下「大震災」といいます。)で被災された方については、登録免許税に関して、パンフレット「**登免 02**」[登録免許税の免除特例のあらまし]の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

## 1 パンフレット「**登免 02**」[登録免許税の免除特例のあらまし]の措置の遡及適用

「**登免 02**」の免除措置は、平成 23 年 4 月 28 日以後の登記について適用することとされていましたが、この免除措置のうち、**1・2** 及び **5** (**1・2** と同時に受けるもの) の免除措置については、平成 23 年 3 月 11 日以後の登記に遡及して適用することとされました(震災特例法改正法附則 17 ②④)。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

これらの免除措置について、詳しくは「**登免 02**」をご覧ください。

- 1** : 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置
- 2** : 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置
- 5** : 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置

## 2 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置(拡充)

「**登免 02**」の免除措置のうち、**1・2** 及び **5** (**1・2** と同時に受けるもの) の免除措置が次のとおり拡充されました(震災特例法 39・40)。

(1) 免除措置の対象となる被災代替建物及びその敷地の用に供される土地等の範囲に、警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域<sup>(注1)</sup>内に所在した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物及びその建物の敷地の用に供される土地等<sup>(注2)</sup>が追加されました<sup>(注3)</sup>。

(注1) 警戒区域設定指示等の対象区域とは、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して、警戒区域、避難指示区域又は計画的避難区域として指示がされていた又はされている区域をいいます(以下同じです。)

(注2) 土地等について免税となるのは、拡充前の措置と同様に一定の面積までに限ります。

詳しくは、「**登免 02**」の **2** の面積制限を参照してください。

(注3) 警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日(被災代替建物がその解除された日後に新築されたものであるときは、その解除された日から起算して1年を経過する日)までの間に新築又は取得をするもので、その新築又は取得後1年以内(被災代替建物の新築又は取得が平成 23 年 12 月 14 日以前である場合には、平成 23 年 12 月 15 日以後1年以内)に登記を受けるものに限ります。

(2) 建物被災者が被災代替建物(住宅用の建物に限ります。)の新築又は取得をすることができない場合には、建物被災者の三親等内の親族で次の要件の全てを満たす者が新築又は取得をする場合にも免除措置を適用することとされました。

イ 平成 23 年 3 月 10 日(上記(1)の適用がある場合は、警戒区域設定指示等が行われた日の前日)において滅失建物等に建物被災者と同居していた者であること

ロ 被災代替建物に建物被災者と同居する者であること

パンフレット「**登免 02**」[登録免許税の免除特例のあらまし]については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】にて確認することができます。なお、税務署及び法務局の窓口にも用意してあります。

## 2 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置（続き）

なお、前頁(1)及び(2)の免除措置は平成23年3月11日以後の登記に遡及して適用されます（震災特例法改正法附則17④）。これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

### 免税手続（登記申請時に必要な書類）

前頁(1)又は(2)の免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類も併せて添付する必要があります（他に必要な書類は **登免02** の **1・2** を参照してください。）。

#### 【前頁(1)の免除措置の適用を受ける場合】

警戒区域設定指示等の内容、その警戒区域設定指示等が行われた日、その警戒区域設定指示等が解除された日（登記申請日において、その警戒区域設定指示等が解除されている場合に限り。）及び被災代替建物の新築又は取得の年月日が記載されている書類

#### 【前頁(2)の免除措置の適用を受ける場合】

- ① 建物被災者が被災代替建物（住宅用の建物に限り。）の新築又は取得をすることができないことを明らかにする書類
- ② 戸籍の謄本その他の書類で、この免除措置の適用を受けようとする方が建物被災者の三親等内の親族であることを明らかにする書類
- ③ 滅失建物等が所在していた市町村長等が発行する住民票の写しその他の書類で、前頁(2)イの要件を満たすことを証する書類
- ④ 被災代替建物が所在する市町村長等が発行する住民票の写しその他の書類で、前頁(2)ロの要件を満たすことを証する書類

## 3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置（新設）

大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地<sup>(注1)</sup>又は警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地で一定のもの（以下「被災農用地」といいます。）の所有者である個人又は法人（農業を営むものに限り。以下「農用地被災者」といいます。）が、被災農用地に代わるものとして取得をする一定の農用地（以下「被災代替農用地」といいます。）の所有権の移転の登記及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定に係る登記（被災代替農用地の所有権の移転の登記と同時に受けるものに限り。）で、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間<sup>(注2)</sup>に登記を受けるときは、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法40の2・震災特例法改正法附則17⑤⑥）。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

(注1) 農用地とは、農地（耕作の用に供される土地）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の用に供される土地をいいます（以下同じです。）。

(注2) 警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものとして取得する被災代替農用地の所有権の移転の登記にあっては、その警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得するもので、その被災代替農用地の取得後1年以内（被災代替農用地の取得が平成23年12月14日以前の場合には、平成23年12月15日以後1年以内）に登記を受けるものに限り。

### 免税対象者（農用地被災者等）

	免税対象者の範囲
農用地被災者	被災農用地の所有者である被災者で、農業を営む個人又は法人（農業委員会等からの証明を受けた者に限り。）
農用地被災者の相続人等	農用地被災者（個人）が死亡している場合は、その相続人又は農業委員会等から証明を受けた相続人 ① 農用地被災者（法人）が合併により消滅した場合のその合併に係る合併法人 ② 農用地被災者（法人）が分割により被災農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合のその分割に係る分割承継法人
農用地被災者の世帯員等に該当する者	農用地被災者（個人）が被災代替農用地を取得できない場合における、その農用地被災者（個人）の農地法第2条第2項に規定する世帯員等に該当する者（農用地被災者（個人）の三親等内の親族に限り。）

### 面積制限

この免除措置の対象となる被災代替農用地の面積は、被災農用地の面積の1.5倍の面積が限度となります。

### 3 被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の免除措置（続き）

#### 免税手続（登記申請時に必要な書類）

この免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次表の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

#### 【添付が必須である書類】

農用地の区分		添付書類
被災農用地に係るもの	大震災により耕作又は養畜の用に供することができなくなった農用地	被災農用地であること等、一定の事項が記載された被災農用地の所在地の農業委員会の証明書
	警戒区域設定指示等の対象区域内の農用地	左の区域内の農用地であること等、一定の事項が記載された被災農用地の所在地の市町村長の証明書
被災代替農用地に係るもの		被災代替農用地であること等、一定の事項が記載された被災代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書

#### 【農用地被災者の相続人等が適用を受ける場合に併せて必要となる書類】

適用申請者の区分	添付書類
相続人	その相続人の戸籍謄本などで、その相続人が農用地被災者（個人）の相続人であることを証する書類
世帯員等に該当するもの	被災代替農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、農用地被災者（個人）の世帯員等に該当することを証する書類
合併法人	その合併法人の登記事項証明書などで、その合併法人が前頁の①の合併法人に該当することを証する書類
分割承継法人	その分割承継法人の登記事項証明書などで、その分割承継法人が前頁②の分割承継法人に該当することを証する書類及び一定の事項について分割法人及び分割承継法人が共同して証明する書類

### 4 被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置（新設）

大震災の被災者である一定の法人<sup>(注1)</sup>又は個人<sup>(注2)</sup>の事務所等の用に供する建物が東日本大震災により滅失<sup>(注3)</sup>をした場合又は警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合において、その法人等が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間<sup>(注4)</sup>に一定の商業・法人登記を受けるときは、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41の3・震災特例法改正法附則17⑦⑧）。

これにより既に納付した登録免許税の還付が生ずる場合の手続は、このパンフレットの **5 免除措置の遡及適用に伴う還付について** で説明しています。

- (注1) 株式会社（特例有限会社を含みます。）、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社、相互会社、外国相互会社、一般社団法人、一般財団法人、特定目的会社又は投資法人をいいます。
- (注2) 商号又は支配人の登記をしていた商人（個人に限ります。）。
- (注3) 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます（以下同じです。）。
- (注4) 事務所等の用に供する建物が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合には、その警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までに移転がされるものに限りま。

#### 免税対象者

	免税対象者の範囲
被災者	大震災の被災者で、被災した事務所等の用に供している建物を使用していた者であることにつき、その建物の所在地の市町村長等から証明（以下「被災建物使用証明」といいます。）を受けた者（代表取締役等の住所の変更の登記等についてその代表取締役等が証明を受けた場合には、その代表取締役等に係る法人も含みます。）。
被災者の相続人等	被災者である個人が死亡している場合は、その相続人又は被災建物使用証明を受けた相続人

#### 事務所等の用に供する建物の範囲及び免税対象登記

	事務所等の用に供する建物（被災建物）の範囲	免税対象登記
法人	事務所（本店若しくは支店若しくは外国会社の日本における営業所又は主たる事務所若しくは従たる事務所をいいます。）の用に供する建物	その事務所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	代表取締役等の住所にある建物	その住所の移転
	株主名簿管理人等の営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	会計参与が定めた一定の計算書類等を備え置く場所に所在する建物	その場所の移転
個人	商号の登記をした営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	商人の住所にある建物	その住所の移転
	支配人を置いた営業所の用に供する建物	その営業所の移転
	支配人の住所にある建物	その住所の移転

#### 4 被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置（続き）

##### 免税手続（登記申請時に必要な書類）

この免除措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次表の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

	免除措置の適用区分	添付書類
①	事務所等の用に供する建物が滅失をした場合	被災建物使用証明又はこの免除措置の適用を受けようとする者が使用していた建物が滅失したことを明らかにするもの
②	事務所等の用に供する建物が警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合	上記①の添付書類並びにその警戒区域設定指示等の内容、その警戒区域設定指示等が行われた日及びその警戒区域設定指示等が解除された日（登記の申請の日においてその警戒区域設定指示等が解除されている場合に限り。）の記載がある書類
③	上記①又は②の場合で被災者（個人）の相続人が免除措置の適用を受ける場合	上記①又は②の書類のほか、その相続人の戸籍謄本又は、免除措置の適用を受けようとする者が被災者（個人）の相続人に該当することを証する書類

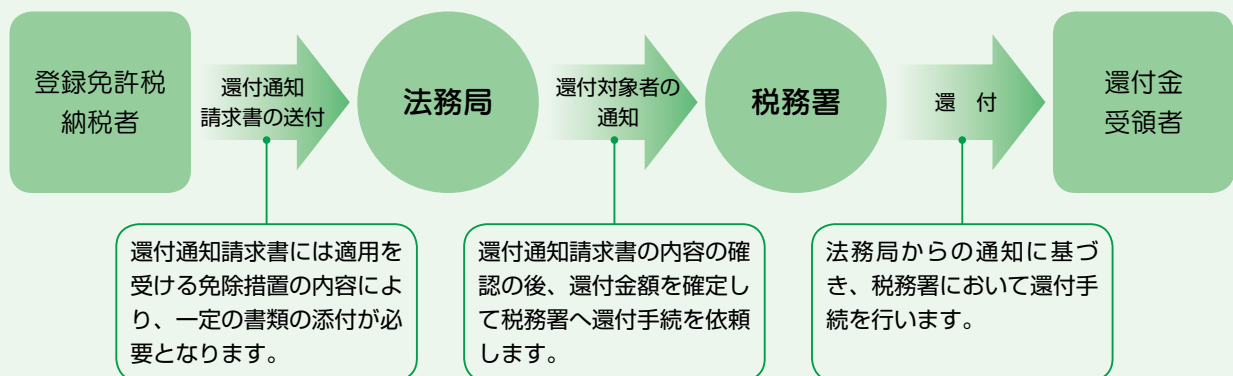
#### 5 免除措置の遡及適用に伴う還付について

上記 1 から 4 の免除措置については、平成23年3月11日に遡及して適用されることから、平成23年3月11日から平成23年12月14日までの間に受けた登記で、免除措置の適用を受けることができるものについて、既に登録免許税が納付済みである場合には、平成23年12月15日から5年を経過する日までに、登記を申請した法務局へ、それぞれの免除措置の適用を受けるとした場合に登記申請書に添付すべき書類を添付した「還付通知請求書」を提出することにより、既に納付を行った登録免許税の全部又は一部が税務署から還付されます。

	免除措置の区分	還付通知請求書に添付すべき書類
1	被災した建物の建替え等に係る登録免許税及びその敷地の用に供される土地等の登録免許税の特例	左の免除措置を登記の申請の際に受けるとした場合に、登記申請書に添付すべき書類
2	被災した農用地の代替農用地に係る登録免許税の特例	
3	1及び2の登記とともに行われた、資金の貸付け等に伴う抵当権設定登記に係る登録免許税の特例	
4	被災した会社の本店等の移転の登記等に係る登録免許税の特例（注）	

（注）4の免除措置については、事務所等の旧所在地における登記に係る登録免許税の還付の請求について、新所在地を管轄する登記所を経由して請求をすることができます。

##### 【還付手続の流れ】



- このパンフレットは、平成23年12月14日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】には、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【[www.kantei.go.jp/saigai](http://www.kantei.go.jp/saigai)】をご覧ください。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください。

東日本大震災で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の

# 登録免許税の免除特例のあらまし

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

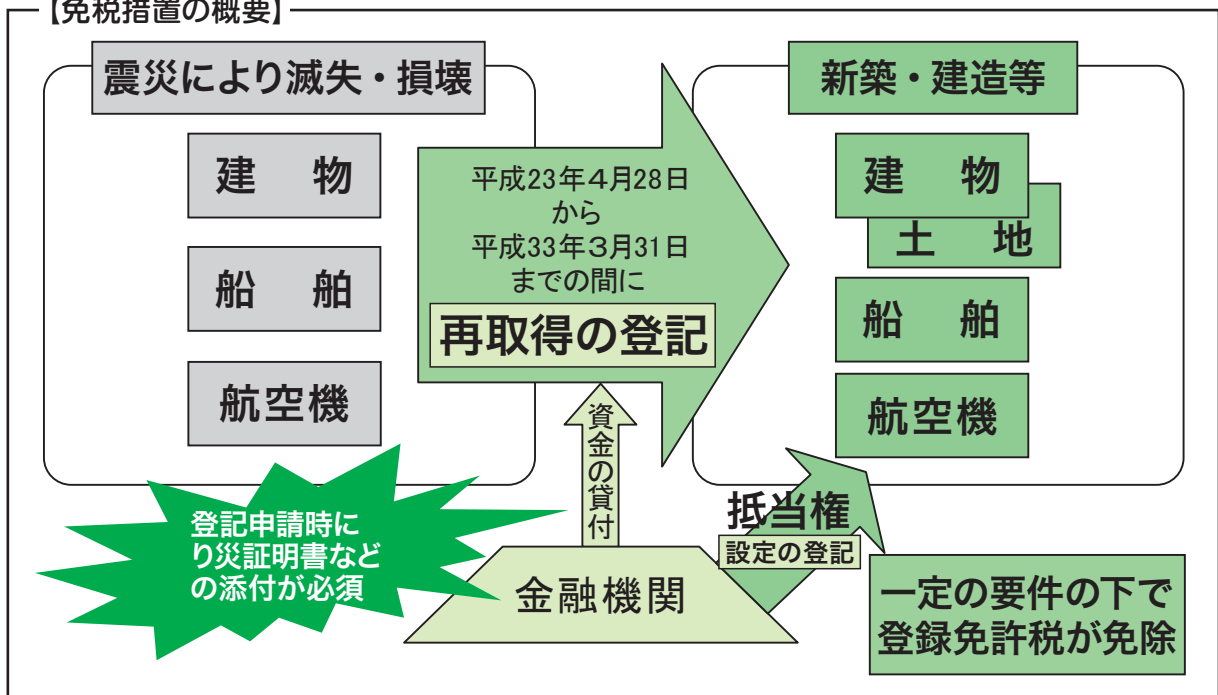
平成23年4月27日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下「震災特例法」といいます。)が公布・施行され、東日本大震災(以下「大震災」といいます。)で被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税について、次のような免税措置が設けられました。

震災特例法には、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受ける次の登記等について、登録免許税を免除する措置が規定されています。

- 1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置 ⇒ **1**  
大震災により住宅、工場又は事務所等の建物に被害を受けた方が、滅失<sup>注</sup>した建物に代わるものとして取得等をした建物についての所有権の保存又は移転の登記
- 2 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置 ⇒ **2**  
上記1の滅失した建物に代わる建物の敷地として取得をした一定の土地についての所有権の移転又は賃借権等の設定・移転の登記
- 3 被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置 ⇒ **3**  
大震災により船舶に被害を受けた方が、滅失<sup>注</sup>した船舶に代わるものとして取得等をした船舶についての所有権の保存又は移転の登記
- 4 被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置 ⇒ **4**  
大震災により航空機に被害を受けた方が、滅失<sup>注</sup>した航空機に代わるものとして取得等をした航空機についての所有権の新規登録又は移転登録
- 5 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置 ⇒ **5**  
上記1から4までの建物、土地、船舶又は航空機の取得等のための資金の貸付けが行われる場合の抵当権の設定登記(登録)でこれらの登記(登録)と同時に受けるもの

(注) 滅失には、損壊による取壊しを含みます。

## 【免税措置の概要】



# 1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置

大震災により住宅、工場又は事務所等の建物に被害を受けた方（以下「建物被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（以下「滅失建物等」といいます。）に代わるものとして新築又は取得をした建物（以下「被災代替建物」といいます。）の所有権の保存又は移転の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法39①）。

## 免税対象者（建物被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘 要
建物被災者	大震災により所有する建物に被害を受けた個人又は法人	建物被災者であることについて、その建物の所在地の市町村長の証明書（以下「り災証明書」といいます。）の交付を受ける必要があります。
建物被災者の相続人等	建物被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	建物被災者が「り災証明書」の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が「り災証明書」の交付を受ける必要があります。
	建物被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失建物等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	建物被災者が「り災証明書」の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失建物等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が「り災証明書」の交付を受ける必要があります。

## 免税対象建物（被災代替建物）

被災代替建物の所在地	免税の対象となる被災代替建物	
支援法適用区域内	全ての建物	
支援法適用区域外	①個人が新築又は取得をした住宅用の建物	登記簿の表題部に記録された建物の種類が居宅、寄宿舎又は共同住宅（これらの種類に類するもの及びこれらの種類とこれら以外の種類がともに記録されているものを含みます。）とされているもの
	②①以外の建物	被災代替建物であることにつき、建物被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する <u>主務大臣の証明を受けたもの</u>

## 支援法適用区域

支援法適用区域とは、大震災に際し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」といいます。）が適用された市町村の区域をいい、具体的には次の市町村です。

都 道 府 県	適用された市町村
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県	全ての市町村
新潟県	十日町市・中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

# 1 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

## 免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類を添付しなければなりません。

被災代替建物の所在地	個人の住宅用の場合	左記以外の場合
支援法適用区域内	(滅失建物等) り災証明書	(滅失建物等) り災証明書
支援法適用区域外		(滅失建物等) り災証明書 (被災代替建物) 主務大臣の証明書

注) 建物被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、下記の「被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類」を添付する必要があります。

## 証明書の交付申請

- 「り災証明書」は、滅失建物等の所在地の市町村に交付申請を行います。なお、「り災証明書」は、建物被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその滅失建物等の所在地の記載があるものに限りです。
- 「主務大臣の証明書」は、建物被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する省庁に、「り災証明書」の写し及び登記を受ける被災代替建物の詳細を明らかにする書類を添付して、交付申請を行います（具体的な申請先については、8ページの「主務大臣の証明書の申請先（主なもの）」をご覧ください。）。

## 【各措置共通】被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類

被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が1から4までの登録免許税の免除措置の適用を受けようとする場合には、登記・登録の申請書に、「り災証明書」などの各種証明書類に加えて、次の書類を添付しなければなりません。

被災者	申請者	申請書の添付書類
個人	相続人	被相続人の戸籍謄本など
法人	合併法人	合併法人の登記事項証明書
	分割承継法人	①分割承継法人の登記事項証明書 ②滅失建物等に係る事業に関して有する権利義務を当該分割承継法人が承継したことを当該分割承継法人に係る分割法人及び当該分割承継法人が共同して証明する書類

注) 相続人又は合併法人若しくは分割承継法人は、被災者の死亡又は合併による消滅若しくは分割によって、被災者から権利義務を直接承継した方に限られ、この権利義務を承継した方から更に承継した方は含まれません。

## 2 被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地に係る登録免許税の免除措置

建物被災者等が1の免税措置の適用を受ける被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該土地（以下の面積制限を超えない部分に限ります。）の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法40①）。

### 免税対象者

1の免税措置の適用を受ける建物被災者等

### 免税対象土地

対象となる土地 <sup>注</sup>	土地の登記の時期
①被災代替建物の敷地の用に供される土地	被災代替建物の取得の登記と同時に登記
②被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地	被災代替建物の取得の登記前に登記
③被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地	被災代替建物の取得の登記後に登記

注 対象となる土地は、次の面積制限を超えない部分の土地に限ります。

### 面積制限

免税対象となる土地の面積は、次の(1)又は(2)のいずれか大きい面積が限度となります。

- (1) 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積
- (2) 被災代替建物の種類に応じて計算した次の面積

イ 個人が再取得する住宅用の建物・・・滅失建物等の床面積の合計<sup>注</sup>の2倍の面積

ロ イ以外の建物・・・・・・・・・・滅失建物等の床面積の合計<sup>注</sup>の6倍の面積

注 区分所有建物の場合は、専有部分の床面積（共用部分がある場合は、これを共用すべき区分所有者のそれぞれの専有部分の床面積の割合によりその共用部分の床面積を按分して計算した面積を含みます。）によります。

### 免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の書類を添付しなければなりません。

	添付書類
上記①の土地	○「滅失建物等の床面積の合計」又は「その滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積」を明らかにする書類
上記②の土地	○上記①の土地の書類 ○1の滅失建物等の「り災証明書」 ○被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類
上記③の土地	○上記①の土地の書類 ○1の滅失建物等の「り災証明書」 ○被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類 ○被災代替建物が支援法適用区域外に所在し、かつ、個人が再取得をした住宅用の建物以外の建物である場合は、その被災代替建物について1の免税措置の適用を受ける際に交付を受けた主務大臣の証明書の写し

### 証明書の交付申請

1の免税措置と同様です（3ページをご覧ください。）。

### 3 被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置

大震災により船舶に被害を受けた方（以下「船舶被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した船舶又は損壊したため取り壊した船舶（以下「滅失船舶等」といいます。）に代わるものとして建造又は取得をした船舶（以下「被災代替船舶」といいます。）の所有権の保存又は移転の登記で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41①）。

#### 免税対象者（船舶被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘 要
船舶被災者	大震災により所有する船舶に被害を受けた個人又は法人	船舶に被害を受けたことについて、その船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で登録が抹消された事実を証するものその他の書類（以下3において「被災証明書類」といいます。）の交付を受ける必要があります。
船舶被災者の相続人等	船舶被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	船舶被災者が被災証明書類の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。
	船舶被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失船舶等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	船舶被災者が被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失船舶等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。

#### 免税対象船舶（被災代替船舶）

- (1) 個人が建造又は取得をした船舶
- (2) 法人が建造又は取得をした船舶で、その船舶の船籍港が支援法適用区域内<sup>注</sup>にあるもの
- (3) 法人が建造又は取得をした船舶（上記(2)の船舶を除きます。）で、被災代替船舶であることにつき、その法人が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明を受けたもの

<sup>注</sup> 支援法適用区域については、1（2ページ）をご覧ください。

#### 免税手続（登記申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、法務局への登記の申請の際、登記申請書に次の被災証明書類を添付しなければなりません。

被災代替船舶の船籍港	個人の場合	法人の場合
支援法適用区域内	(滅失船舶等) 下記のいずれかの書類 ①船舶登録事項証明書（抹消）	(滅失船舶等) 左記①～④のいずれかの書類
支援法適用区域外	②漁船原簿の謄本（抹消） ③海難証明 ④船舶の「り災証明書」	(滅失船舶等) 左記①～④のいずれかの書類 (被災代替船舶) 主務大臣の証明書

<sup>注</sup> 船舶被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類（3ページ参照）を添付する必要があります。

### 3 被災した船舶の再建造等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

#### 証明書の交付申請

#### (1) 「被災証明書類」の交付申請先

被災証明書類	交付申請先
船舶登録事項証明書（抹消）	地方運輸局又は運輸支局等
漁船原簿の謄本（抹消）	都道府県庁
船員法第19条の規定による報告に関する書類の写し で地方運輸局長の証明があるもの〔海難証明〕	地方運輸局等
船舶につき被害を受けたことを証する市町村長が発 行する書類〔船舶の「り災証明書」〕	滅失船舶等の船籍港を管轄する市町村

※ 被災証明書類は、船舶被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに滅失船舶等の船籍港（漁船の場合にあっては、船籍港又は主たる根拠地）の記載があるものに限りま

- (2) 「主務大臣の証明書」は、船舶被災者等が行う事業のうち主たるものを所管する省庁に、被災証明書類の写し及び登記を受ける被災代替船舶の詳細を明らかにする書類を添付して、交付申請を行います（具体的な申請先については、8ページの「主務大臣の証明書の申請先（主なもの）」をご覧ください。）。

### 4 被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置

大震災により航空機に被害を受けた方（以下「航空機被災者」といいます。）又はその相続人、その合併法人等が、その大震災により滅失した航空機又は損壊したため取り壊した航空機（以下「滅失航空機等」といいます。）に代わるものとして建造又は取得をした航空機（以下「被災代替航空機」といいます。）の所有権の新規登録又は移転登録で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除されます（震災特例法41③）。

#### 免税対象者（航空機被災者等）

	免税対象となる個人又は法人	摘 要
航空機被災者	大震災により所有する航空機に被害を受けた個人又は法人	航空機に被害を受けたことについて、その航空機登録原簿の謄本又は抄本で登録が抹消された事実を証するものその他の書類（以下「被災証明書類」といいます。）の交付を受ける必要があります。
航空機被災者の相続人等	航空機被災者（個人）が死亡している場合のその相続人	航空機被災者が被災証明書類の交付を受ける前に死亡している場合は、その相続人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。
	航空機被災者（法人）が ①合併により消滅した場合の合併法人 ②分割により滅失航空機等に係る事業の権利義務を承継させた場合の分割承継法人	航空機被災者が被災証明書類の交付を受ける前に合併により消滅している場合又は分割により滅失航空機等に係る事業の権利義務を承継させた場合は、その合併法人又は分割承継法人が被災証明書類の交付を受ける必要があります。

## 4 被災した航空機の再建造等に係る登録免許税の免除措置（前頁からの続き）

### 免税対象航空機（被災代替航空機）

被災代替航空機の詳細を明らかにする書類が登録の申請書に添付された航空機

### 免税手続（登録申請時に必要な書類）

免税措置の適用を受けるためには、登録の申請の際、登録申請書に次の書類を添付しなければなりません。

滅失航空機等に係るもの	次のうちいずれかの書類 ①航空機登録原簿の謄本又は抄本（抹消） ②航空機の「り災証明書」
被災代替航空機に係るもの	被災代替航空機の詳細を明らかにする書類

注）航空機被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人が免税措置の適用を受けようとする場合には、上記の証明書のほか、被災者が死亡、合併、分割承継している場合の登記申請時に必要な書類（3ページ参照）を添付する必要があります。

### 証明書の交付申請

被災証明書類	交付申請先
航空機登録原簿の謄本又は抄本（抹消）	国土交通省航空局監理部総務課
航空機につき被害を受けたことを証する市町村長が発行する書類【航空機の「り災証明書」】	滅失航空機等の定置場を管轄する市町村

※ 被災証明書類は、航空機被災者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに滅失航空機等の定置場の記載があるものに限ります。

## 5 再取得等のための資金の貸付けに伴う抵当権の設定登記等に係る登録免許税の免除措置

1 から 4 の免税措置の適用を受ける資産の取得等のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含みます。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（その保証に係る求償権を含みます。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受けるそれらの資産を目的とする抵当権の設定の登記・登録については、次の(1)から(4)までの資産の所有権の保存登記・移転登記等又は所有権の新規登録・移転登録と同時に受けるものに限り、登録免許税が免除されます（震災特例法39②、40②、41②③）。

- 1 の免税措置の適用を受ける被災代替建物
- 2 の免税措置の適用を受ける被災代替建物の敷地の用に供される土地
- 3 の免税措置の適用を受ける被災代替船舶
- 4 の免税措置の適用を受ける被災代替航空機

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】には、大震災により被害を受けた方の所得税や法人税などの申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このほか、大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【[www.kantei.go.jp/saigai](http://www.kantei.go.jp/saigai)】をご覧ください。

主務大臣の証明書の申請先（主なもの）

所管省庁名	申 請 先	業 種
厚生労働省	厚生労働省 健康局生活衛生課 [Tel 03-3595-2301] 医政局指導課 [Tel 03-3595-2194] 医薬食品局総務課 [Tel 03-3595-2377] 医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室 [Tel 03-3595-2419] 医政局経済課 [Tel 03-3595-2421] [東京都千代田区霞が関 1-2-2]	飲食店、理美容業、洗濯業、 旅館業（登録ホテル・旅館を 除きます。） 病院・診療所 薬局、店舗販売業 医療機器の販売業・賃貸業 医薬品・医薬部外品・化粧品 又は医療機器の製造業、医療 機器の修理業、卸売販売業
農林水産省	東北農政局企画調整室 [仙台市青葉区本町 3-3-1 Tel 022-263-0564] 関東農政局企画調整室 [さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 Tel 048-740-0304]	農業、林業、水産業、食料 品製造業、飲食料品卸売・ 小売業、その他農林水産関 連業
国土交通省	東北地方整備局 [仙台市青葉区二日町 9-15 Tel 022-225-2171] 関東地方整備局 [さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 Tel 048-601-3151]	建設業、測量業、建設コンサル タント、地質調査業、補償 コンサルタント、宅地建物取 引業等
	東北運輸局総務部総務課 [仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 Tel 022-299-8851] 関東運輸局総務部総務課 [横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 Tel 045-211-7204]	運輸業、倉庫業、自動車整備 業、造船・船用工業、旅行業、 登録ホテル・旅館
経済産業省	東北経済産業局地域経済部地域経済課 [仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 Tel 022-221-4876] 関東経済産業局地域経済部地域経済課 [さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 Tel 048-600-0253]	上記以外の製造業、流通業、 その他の事業等

注) 銀行業、保険業、証券業、酒類製造販売業など所管省庁の明らかなものは掲載を省略しています。  
 また、窓口については、東北・関東圏以外の地域を管轄するものは掲載を省略しています。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの法務局又は税務署におたずねください（航空機の登録に関する場合は、国土交通省（航空局03-5253-8111（内線48146））におたずねください）。